

国土交通省の低入札対策について

国土交通省大臣官房技術調査課 課長補佐 さかき よういち
榊 陽一

1

建設コンサルタント業を取り巻く現状

平成22年4月に公表された建設関連業検討会報告書によると、「建設関連業の課題と展望」について以下のとおり記載されています。

わが国の建設投資は、平成4年度にピークを迎え約84.0兆円に達していましたが、その後は長期低落傾向に歯止めがかからず、平成21年度には見込額で約47.2兆円となっており、ピーク比で43.8%の大幅な減少となっています。

このうち、国土交通省に係る公共事業関係費については、平成10年度にピークを迎え約14.9兆円（補正込み）となった以降は、その時々々の経済対策等があったものの、長期的に見れば減少傾向となっています。厳しい財政状況を勘案すれば、公共事業費が今後大幅に増加することは考えにくく、建設産業は今後ますます厳しい経営環境に置かれることが予想されています。こうした影響を受け、建設業においては、業者数がピーク時から15.3%、就業者数がピーク時から21.6%減少するなど大きな影響を受けています。

一方、建設関連業における動きを見ると、業者数は平成15～17年度にピークを迎えた後はやや減少していますが、建設業ほど減少傾向が顕著になっているというわけではありません。しかし、建

設投資全体が大幅に減少していること、しかも、建設関連業において依存度の高い公共事業が今後も従前の水準に回復することは考えにくいことを勘案すると、建設関連業界においても、さらなる淘汰は避けられないものと思われます。

2

低入札対策の必要性

このような状況の中で、建設コンサルタント業においても、過当競争が激化しており、近年の競争入札においては低入札が多発しています。一方で、建設コンサルタント業務の落札率と業務成績の相関関係を確認すると、落札率が低いほど業務成績が低い傾向が見られます。特に低入札の業務

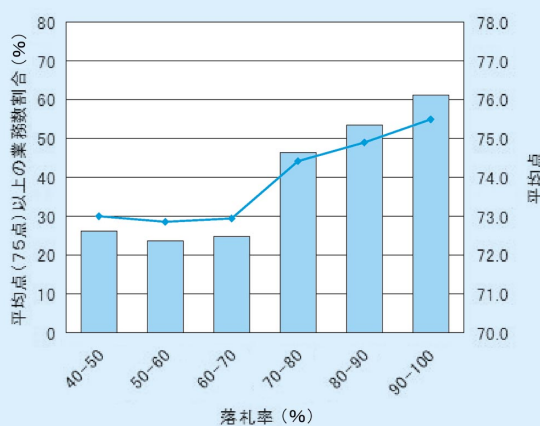
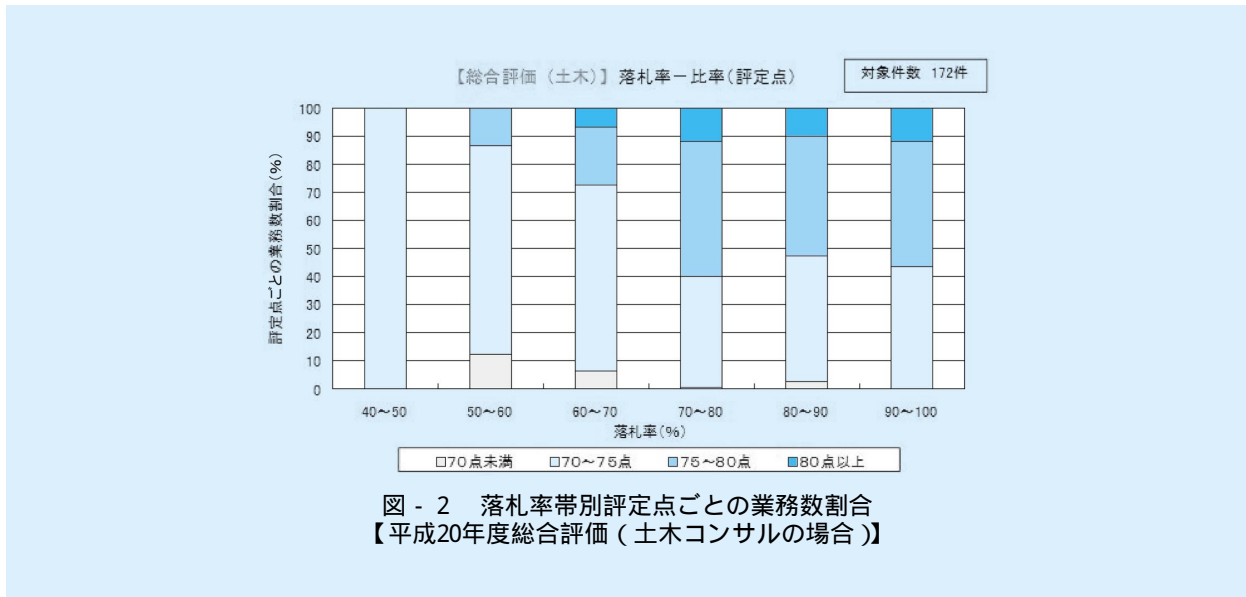


図 - 1 落札率帯別平均点以上の業務数割合
 【平成20年度総合評価業務成績
 (土木コンサルの場合)】



は、成績の悪いものが多く、低入札が進むことによる成果品の品質低下が懸念されます（図 1 および図 2）。

このような背景を踏まえて、国土交通省では、会計法令に基づく低入札価格調査を導入するなどさまざまな低入札対策を推進しています。

3 低入札価格調査

(1) 低入札価格調査の概要

低入札価格調査とは、会計法に基づき、入札価格が一定の価格を下回った場合に「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査」するものです。予算決算及び会計令第85条においては、必要があるときは各省各庁の長が「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」を作成することとされています。このため、国土交通省では、建設コンサルタント業務や測量業務などの5業務において基準を定めており、業務ごとに低入札価格調査を行う価格（調査基準価格）を設定しています。

(2) 調査基準価格の対象業務と設定方法

低入札価格調査の対象業務は、国土交通省発注

の建設コンサルタント業務等のうち、予定価格が1,000万円を超える競争入札です。

具体的な設定方法は、業務の種類ごとに異なりますが、積算の費目ごとに率が定められており、その率を乗じた額の合計額（表 1 の①～④の合計額）に、105/100を乗じて得た額を調査基準価格としています。

また、調査基準価格は積算の費目の内訳によって変動するため、業務ごとに範囲が設定されています。例えば建設コンサルタント業務においては、上限が8/10、下限が6/10となっており、表 1 の①～④の合計結果が予定価格の8/10を超えた場合には、予定価格の8/10とすることとされています。

測量業務、補償関係コンサルタント業務については、建設コンサルタント業務と同じく、業務ごとに調査基準価格を予定価格の6/10～8/10の範囲内で設定し、地質調査業務については、業務ごとに調査基準価格を予定価格の2/3～85/100の範囲内で設定しています。

(3) 調査基準価格の見直しについて

現在使用している調査基準価格は、平成22年3月に改定を行い、平成22年4月1日以降に入札公告を行う業務から適用されています。

平成21年度まで使用していた調査基準価格は、

表 1 調査基準価格の算出方法

業種区分	①	②	③	④	設定の範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に4/10を乗じて得た額		6/10～8/10
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に6/10を乗じて得た額	諸経費の額に6/10を乗じて得た額	6/10～8/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に6/10を乗じて得た額	諸経費の額に6/10を乗じて得た額	6/10～8/10
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に9/10を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に7.5/10を乗じて得た額	諸経費の額に4/10を乗じて得た額	2/3～8.5/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に6/10を乗じて得た額	諸経費の額に6/10を乗じて得た額	6/10～8/10

平成17年度に実施した調査により得られた業務受注者のコスト構造を踏まえて、平成19年度に策定されたものです。しかし近年、発注方式の変化など大きな状況の変化があったため、本来低入札価格調査をするべき業務が調査を経ることなく契約がされているおそれがあることから、最新の調査結果に基づいて数値の見直しを行いました。

この結果、すべての業務において上昇傾向となりました。これは、プロポーザル方式の発注件数増加や総合評価落札方式の本格導入などにより、入札の際に技術提案書の作成が必要になっていることから、的確な業務実施のためには削減できないと想定される経費の割合が増加したものと考えられます。

4 予定管理技術者等の手持ち業務量の制限

建設コンサルタント業務等においては、管理技術者等が個々の業務の担当技術者を統括して複数の業務を同時並行で実施することが通常であるため、低価格による受注が行われた場合には、管理技術者等への業務量の集中、労働条件の悪化等により、業務成果品の品質低下が懸念されます。

そのため、平成21年10月より管理技術者の手持ち業務量の制限を強化しました。

低価格による受注が行われた業務における業務成果品の品質を確保するため、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等における低価格受注業務がある場合の予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等について試行を行うこととしました。

本試行は、入札説明書等の指定日時点での予定管理技術者等の手持ち業務の中に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあられる場合には、当初の設定と比べて手持ち業務量の制限が半数程度になるよう設定するものとしています。例えば、当初に手持ち業務金額の合計を4億円、件数の合計を10件と設定している場合には、それぞれ2億円、5件程度に制限することとなります。

本試行の対象業務においては、業務の履行中に手持ち業務が制限量を超えないよう求めるとともに、制限量を超えた場合には、発注者にその旨の報告を義務付けることとしました。その上で、当該管理技術者等が業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者等を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続した場合であっても、当該業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとしています。

① 当該管理技術者等と同等の同種または類似業

務実績を有する者

- ② 当該管理技術者等と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者等と同等以上の業務成績平均点を有する者または過去数年間の同種業務における業務成績平均点が一定の点数以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書または特記仕様書において設定している予定管理技術者等の手持ち業務量の制限を超えない者

5 履行确实性の評価について

図 1, 2 に示した通り, 落札率が低い業務ほど業務成績も低い傾向があり, 特に低入札業務では高得点の業務成績の割合が低い傾向が明らかになりました。

これらの結果により, 低入札業務では, 技術提案した内容について履行されていない恐れがあることから, 平成22年5月より低入札価格調査基準価格を下回った者に対して, 低入札価格調査を強化するとともに, 技術評価点の中で「技術提案の

确实な履行の確保」を評価し, 厳格に反映することとしました(図 3 および図 4)。

履行确实性の評価とは, 技術提案書, ヒアリングおよび追加資料等をもとに技術提案の履行确实性の審査を行い, 技術提案の确实な履行の確保が認められる場合には, 技術提案に係る評価点をその履行确实性に応じて付与するものです。

履行确实性の具体的な審査・評価方法は, ①業務内容に対応した費用が計上されているか, ②担当技術者に適正な報酬が支払われることになっているか, ③品質管理体制が確保されているか, ④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し, ①から④までの各項目毎に審査した上で, 5段階で総合的に評価します。

なお, 履行确实性の評価の実施状況ですが, 図 5 のとおり履行确实性の対象となる一定規模以上の業務で平成22年8月末までに開札した78件について調査を行いました。

その結果, 低入札価格調査基準価格を下回った者との契約は1件(1.3%)となっています。引き続き今年度フォローアップを行い, 効果および適用状況などを検証することとしています。

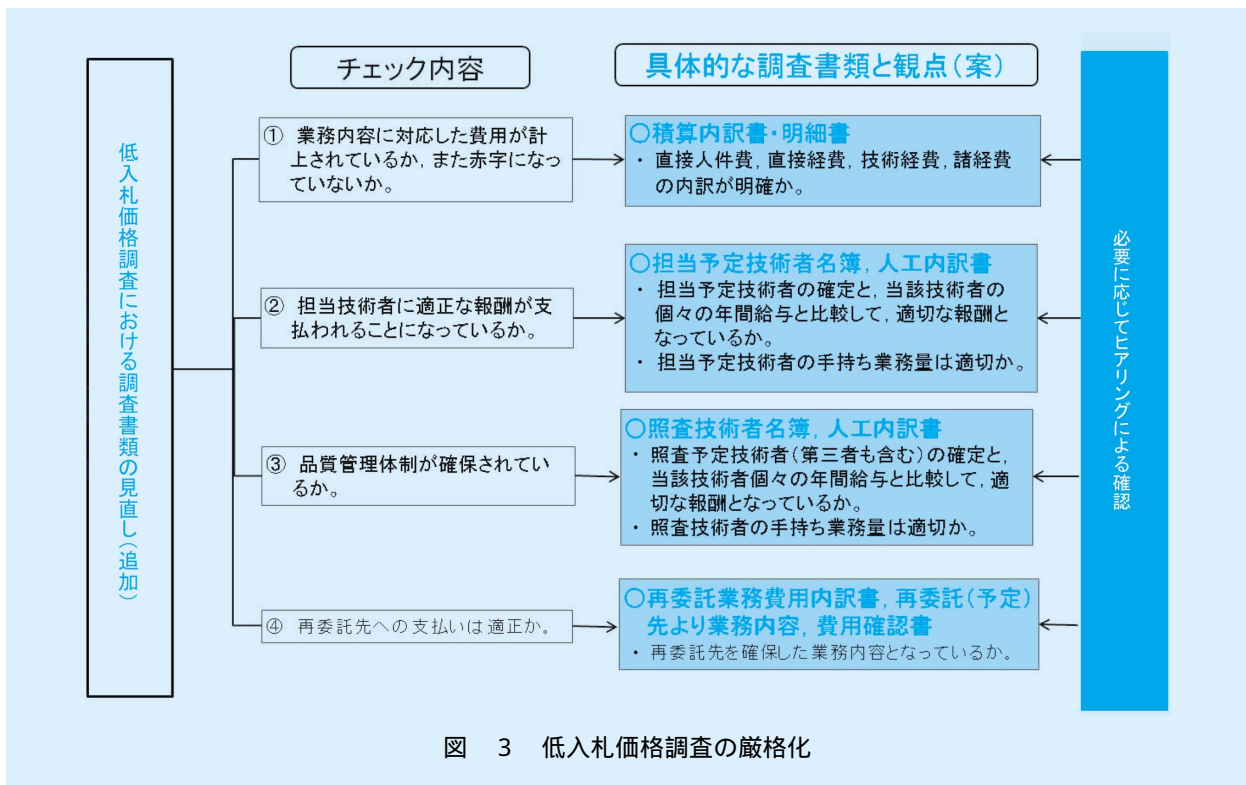


図 3 低入札価格調査の厳格化

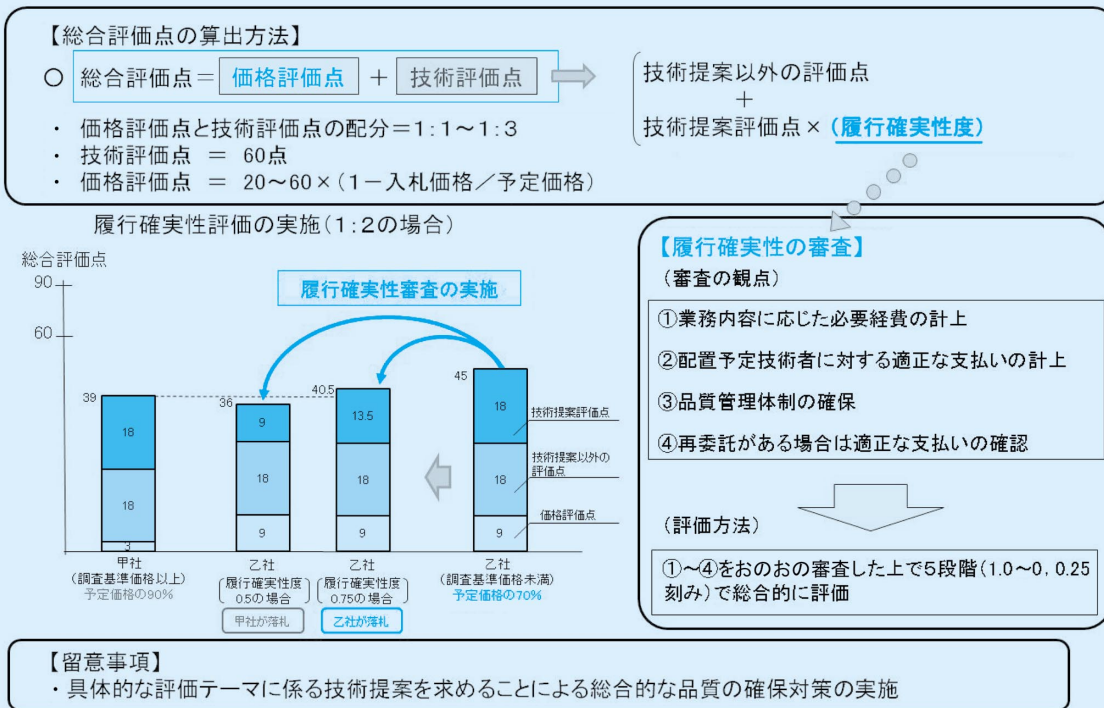
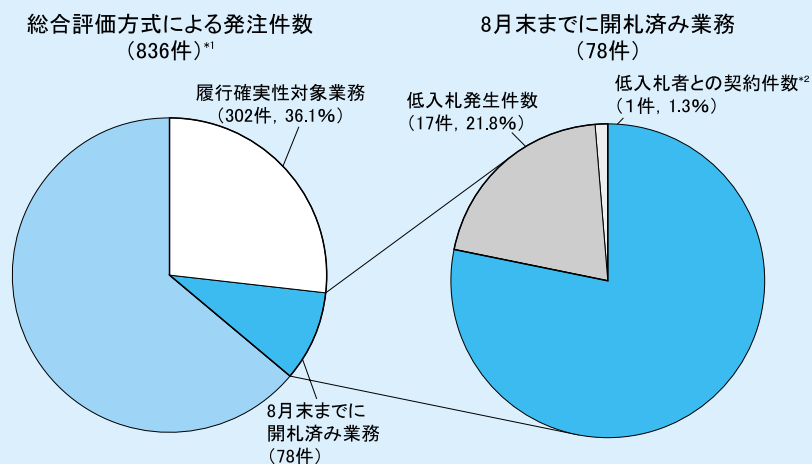


図 - 4 履行確実性の評価方法



*1 履行確実性評価適用日から平成22年8月末までの広告済み案件

*2 1件は、三者の入札があったが、二者が無効となったため、低入札者との契約となったもの

図 - 5 履行確実性評価の実施状況